

平成 30 年 6 月 9 日現在

機関番号：34509

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2017

課題番号：15K13000

研究課題名(和文) アフリカの角・西インド洋地域における「海の安全保障」と地域協力

研究課題名(英文) Regional Cooperation for Maritime Security in the Horn of Africa and the West Indian Ocean

研究代表者

杉木 明子 (Sugiki, Akiko)

神戸学院大学・法学部・教授

研究者番号：40368478

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的はアフリカの角・西インド洋地域で発生している海上犯罪および安全保障に付随する諸問題に対処し、「海の安全保障」を実現するための方策を考察することである。ここでいう「海の安全保障」は非伝統的安全保障を含めた海洋の平和的・相互互恵的利用をさす。その実現には、関係諸国の統治・司法機能の強化が必要であり、本研究は当該地域の海上警備に関する多国間協力、海上犯罪・海上テロリズムに対する処罰、沿岸諸国間の海上犯罪に対する地域協力の実態を分析し、今後の当該地域の「海の安全保障」を実現するために、国、地域、およびグローバル・レベルでどのような対応をおこなうべきかを考察した。

研究成果の概要(英文)：The main purpose of this research project is to consider problems relating to maritime crime and maritime security in the Horn of Africa and the West Indian Ocean region. In this research, maritime security stands for conventional security issues as well as non-traditional security problems, such as piracy, maritime crime and blue economy. In order to obtain maritime security in the region, regional and international cooperation are essential for enhancing capacities of security sectors, governance, and law enforcement.

This research considers current practices of regional governments to eradicate maritime piracy and establish regional structure to prosecute pirates, and articulate the new prospects for measures to tackle maritime piracy.

研究分野：国際関係論、アフリカ政治

キーワード：海洋安全保障 海賊 海上犯罪 グローバル・ガバナンス 地域協力 ソマリア ケニア 海賊裁判

## 1. 研究開始当初の背景

アデン湾・ソマリア沖で 2000 年代半ば以降急増した海賊問題（以下、ソマリア海賊問題）は海上輸送、世界経済に対する脅威であるだけでなく、アフリカにおける「海の安全保障」を包括的に取り組む必要性を認識させる問題であった。海賊問題に対処するには海上警備の強化、近隣諸国のキャパシティ・ビルディング、海賊拠点国の統治機能・司法機能を強化する必要がある。現在のソマリアは事実上 3 つの政治体（北西部、北東部、中・南部）に分かれており、1991 年以降、全土を実効支配する中央政府は存在していない。

2013 年以降、海上警備に関する多国間協力によってソマリ海賊の襲撃件数は減少したが、海上警備体制を維持するには多大なコストがかかり、アフリカ域外の国々による海上警備が恒久的に継続するとは考え難い。しかし、海賊拠点国であるソマリアで統治機能・司法機能が急速に回復するとは言い難く、海賊集団が海賊行為に関与する要因を根本的に解決するには様々な障害が残る。

そこで注目されているのが、アフリカの角・西インド洋地域での「海の安全保障」に関する地域協力である。ソマリア海賊問題に対処するために様々な国際会議で沿岸諸国の海上警備と海上犯罪取り締まりに関するキャパシティ・ビルディングと地域協力の強化を推進することが確認されてきた。また、コンタクト・グループといった緩やかなフォーラムの形成により、従来の海上警備のみならず、情報共有、司法協力など新たな取組も徐々に進展している。

## 2. 研究の目的

本研究の目的はアフリカの角・西インド洋地域で発生している海上犯罪および安全保障に付随する諸問題に対処し、「海の安全保障」を実現するための国際協力を考察することである。

ここでいう「海の安全保障」とは、従来の軍事力を基盤とする安全保障だけでなく、船舶航行の安全、海上テロリズム、海上犯罪を阻止するための多角的な「海洋ガバナンス」をさす。その実現のためには関係諸国の統治・司法機能の強化が必要である。

本研究では、政治学、国際政治、国際法・刑法などの観点から、アフリカの角・西インド洋沿岸地域における海上警備に関する多国間協力、海上犯罪・海上テロリズムに対する処罰、沿岸諸国間の海上犯罪に対する地域協力を分析し、「海の安全保障」を実現するための提言を行なう。

## 3. 研究の方法

本研究では、アフリカの角・西インド洋地域の海上犯罪の取り締まりと海洋安全保障の拠点となる国で現地調査を行い、担当機

関のキャパシティ・ビルディングと海上関連に関する治安維持機構の連携を分析するとともに、海上犯罪に対する処罰の実態を分析し、地域レベルの海上犯罪に対するメカニズムを検討する。

- (1) 海上安全保障に関する先行研究を分析する。
- (2) 本研究対象地域の拠点国であるケニア、セーシェル、南アフリカ共和国等で現地調査を行う。
- (3) 現地調査をもとに研究対象地域の海上安全保障メカニズムの可能性を検討する。

## 4. 研究成果

(1) 海上警備に関する多国間協力に関する研究成果

海上警備に関する多国間協力に関しては、既に NATO、EU、アメリカなどを中心とした多国間協力が行われてきた。しかし、2013 年以降、ソマリア海賊による襲撃件数は大幅に減少し、NATO を主体とする Ocean Shield は 2016 年 11 月に任務を終了し、EU 加盟国による EUNAVFOR の「アトランタ作戦」は規模を縮小しており、当該地域の海上警備が継続されるかどうかは定かではない。

本研究では EUNAVFOR 関係者にケニア、およびセーシェルでインタビューを行い、海上警備に関する多国間協力の成果と問題点を調査した。その結果、主な成果として指摘されているのが、情報共有や関係者間でのネットワークの形成であった。同時に、国家の安全保障や機密情報保持のため、実践的な合同演習の問題点も指摘された。また従来から懸念されていた、海上警備と海賊容疑者の逮捕・訴追の連携の問題点が解消していないことを関係者は憂慮していた。

(2) 海上犯罪・海上テロリズムに対する処罰に関する研究

海賊は古くから「人類共通の敵」とみなされ、海賊の処罰に関しては、普遍的管轄権が認められてきた。しかし、現実には領海、自国の船籍もしくは自国の船舶や船員が海賊行為の被害を受けた場合を除き、多くの国は普遍的管轄権を行使して、海賊を処罰することは極めて稀であった。ソマリア沖海賊問題が発生した際にも、逮捕された海賊は、多くの場合訴追されることなく、ソマリアへ送還され、処罰されることはなかった。このような海賊行為の不処罰は海賊対策を実現する上での大きな障害と考えられた。各国が協力して海賊の訴追・裁判・処罰を行うことが不可欠であり、その対策案として、以下の 3 つの案が考えられた。

海賊行為を処罰する新たな国際裁判

## 所の創設

ソマリア国外にソマリア法廷を設け、海賊を訴追、裁判する

普遍的管轄権を行使してソマリア近隣諸国が海賊行為に対する訴追、裁判、処罰を行う

これらの案のうち、は多大なコストと時間がかかり、はソマリアにおける法・司法体系、および人材の制約からすぐに実施することは難しいと考えられた。の場合は、既存の法律と裁判所を利用することが可能であるので、最も効率的で効果的であると考えられ、「地域訴追モデル」とよばれる海賊裁判がケニア、セーシェル、タンザニアで実施されることとなった。

本研究では、最も多く海賊が訴追され、裁判が行われてケニアのケースから地域訴追モデルの実態と問題点を明らかにした。ケニアの場合、法改正により海賊裁判が可能となり、さらに国連麻薬犯罪事務所(UNODC)等の支援により刑務所使節の改善、司法支援、キャパシティ・ビルディングが行われた。海賊裁判のプロセスや「法の下での平等」、裁判の公正性に関して問題はあつたものの、概ね海賊裁判には一定の成果があつたと評価されている。しかし、同時に様々な問題もある。特に大きな問題は「地域訴追モデル」が機能するか否かは、国家の政治的意思に依存しており、ケニアは当初海賊裁判を受け入れたものの、その後、海賊容疑者の受入を拒否している。またセーシェル、タンザニアなどの国は、領海、自国船籍、自国の海運会社または自国民が関与していない海賊事案の訴追を行うことは躊躇している。これらの点から考えると、理論的には「地域訴追モデル」は最も効率的で効果的な選択肢であるが、実施する上での制約は極めて大きいことが明らかになった。

## (3) 沿岸諸国間の海上犯罪に対する地域協力に関する研究

ソマリア沿岸諸国で海上犯罪・海賊問題に関する聞き取り調査を行う中で、多くの関係者は海賊問題よりも、密漁と密輸(主に麻薬と武器)がより深刻な問題であると考えられていることが明らかになった。そのため、セーシェルでは密漁対策としてどのような地域協力が進められているかを調査した。現在、特に当該地域で重要な役割を果たしているのがインド洋委員会やインド洋まぐろ委員会であった。しかし、密漁による処罰一般的に軽微(罰金徴収)なものに終わっている。

当該地域では、近年、海洋の有効な利用による「ブルー・エコノミー」が重視されるようになってきており、その上で海洋資源の有効な利用と管理が必要である。その点からも今後、海上犯罪の問題を複合的に検討する必要があるだろう。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計2件)

Akiko Sugiki, "Problems and Prospect for the 'Regional Prosecution Model': Impunity of Maritime Piracy and Piracy Trial in Kenya, Journal of Maritime Researches, 査読なし、6:21-40, 2016.

杉木明子、「誰が海賊を処罰するのか」「地域訴追モデル」とケニアにおける海賊裁判、アフリカ・レポート、査読あり、54:1-2、2016

[学会発表](計3件)

杉木明子、アフリカにおける海賊行為の処罰と「地域訴追」モデル：ソマリア沖海賊問題の事例から、日本国際政治学会・アフリカ分科会、幕張メッセ国際会議場、2016・10・14

杉木明子、アフリカにおける海賊問題と「海洋ガバナンス」、グローバル・ガバナンス学会、筑波大学、2015・9・26

杉木明子、西インド洋沿岸地域における「海の安全保障」と地域協力 法整備・司法機能強化に関する取り組みと今後の課題、日本アフリカ学会、犬山観光センターフロイデ、2015・5・23

[図書](計0件)

[産業財産権]

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

杉木 明子 (SUGIKI, Akiko)  
神戸学院大学・法学部・教授  
研究者番号：40368478

(2) 研究分担者

( )

研究者番号：

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：

(4) 研究協力者

( )